

介護職員等特定処遇改善加算

<介護職員等特定処遇改善加算とは>

「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が新設されました。

上記加算を受けるには…

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれの項目1つ以上取組があること。
- ・ 見える化を行っていること

環境要件の提示について

見える化の要件に基づいて自施設にて行っている具体的な取り組みを下記に提示します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキルアップの観点から研修に力を入れて取り組んでおります。 ・ また、職員が研修を受講しやすい環境を整備しています。
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエンゲージメント（新人指導担当者）制度の導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用による業務省力化 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人職員に対するエンゲージメント制度や人材育成委員会でのフォローアップを行っています。 ・ 有給休暇を取得しやすい環境を整えています。 ・ 介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っています。 ・ 仕事と子育ての両立の一環として法人内託児室を開設しました。 ・ 年次健康診断の実施、職員休憩室の確保
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員増員による業務負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非正規職員から正規職員への転換を奨励しています。 ・ 積極的に職員を採用し、1人ひとりの業務を分散させ負担を軽減しています。